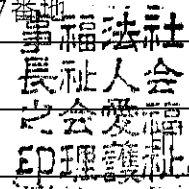


社会福祉法人定款変更認可申請

申請者	主たる事務所の所在地	沖縄県南城市大里字稲嶺1997番地
	名称	社会福祉法人 愛護福祉会
	代表者の氏名	理事長 大城キク子



申請年月日	平成29年2月15日
-------	------------

定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
	<p>第1章 総 則</p> <p>(目的) 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1)第2種社会福祉事業 保育所愛護保育園の設置経営</p> <p>(名称) この法人は、社会福祉法人愛護福祉会という。</p> <p>(経営の原則) 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。</p> <p>(事務所の所在地) 第4条 この法人の事務所を沖縄県南城市大里字稲嶺1997番地に置く。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(目的) 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1)第二種社会福祉事業 (イ)保育所の経営</p> <p>(名称) 第二条 この法人は、社会福祉法人愛護福祉会という。</p> <p>(経営の原則等) 第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料、又は低額な料金で福</p>	<p>社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)附則第7条に基づく定款の変更</p>

	変更前の条文	変更後の条文	理由
	<p>第2章 役員及び職員</p> <p>(役員の定数) 第5条 この法人には、次の者を置く。 (1) 理事 6名 (2) 監事 2名 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。 3 理事長は、この法人を代表する。 4 役員の選任に当たっては、各役員については、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。</p> <p>(役員の任期) 第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 役員は再任されることができる。 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。</p> <p>(役員の選任等) 第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。 2 監事は、理事会において選任する。 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。</p> <p>(役員の報酬等) 第8条 役員は、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。 2 役員には費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項</p>	<p>社サービスを積極的に提供するものとする。</p> <p>(事務所の所在地) 第四条 この法人の事務所を沖縄県南城市大里字稲嶺1997番地に置く。</p> <p>第二章 評議員</p> <p>(評議員の定数) 第五条 この法人に評議員7名を置く。</p> <p>(評議員の選任及び解任) 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。</p> <p>(評議員の任期) 第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2 任期満了前に退任した</p>	

	変更前の条文	変更後の条文	理由
	<p>は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(理事会)</p> <p>第9条 この法人の業務決定は、理事ををもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として、理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。</p> <p>2 理事会は、理事長がこれを召集する。</p> <p>3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から、1週間以内にこれを召集しなければならない。</p> <p>4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。</p> <p>5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議会の議決に加わることができない。</p> <p>9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名</p>	<p>評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。</p> <p>3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p> <p>(評議員の報酬等)</p> <p>第八条 評議員に対して、各年度の総額が105,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。</p> <p>第三章 評議員会</p> <p>(構成)</p> <p>第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 残余財産の処分</p> <p>(7) 基本財産の処分</p> <p>(8) 社会福祉充実計画の承認</p> <p>(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第一一条 評議員会は、定</p>	

	変更前の条文	変更後の条文	理由
	<p>押印しなければならない。</p> <p>(理事長の職務の代理) 第10条 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。</p> <p>(監事による監査) 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び南部広域市町村圏事務組合理事会に報告するものとする。 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。</p> <p>(職員) 第12条 この法人に、職員若干名を置く。 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>(資産の区分) 第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種類とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。(1)現金100万円 (2)沖縄県南城市大里字</p>	<p>時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>(決議) 第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 (1)監事の解任 (2)定款の変更 (3)その他法令で定められた事項 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録) 第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成</p>	

	変更前の条文	変更後の条文	理由
	<p>稲嶺1997番地、1997番地先所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根3階建1階(374.59㎡)2階(340.08㎡)3階(204.00㎡)</p> <p>3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。</p> <p>4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。</p> <p>(基本財産の処分) 第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、南部広域市町村圏事務組合理事会の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、南部広域市町村圏事務組合理事会の承認は、必要としない。 (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合 (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)</p> <p>(資産の管理) 第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は、確実な有価証券に</p>	<p>する。</p> <p>2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。</p> <p>第四章 役員及び職員</p> <p>(役員の定数) 第一五条 この法人には、次の役員を置く。 (1)理事 6名 (2)監事 2名 2 理事のうち一名を理事長とする。 3 理事長以外の理事のうち一名を業務執行理事とすることができる。</p> <p>(役員の選任) 第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事の職務及び権限) 第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p>	

	変更前の条文	変更後の条文	理由
	<p>換えて、保管する。</p> <p>(特別会計) 第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。</p> <p>(予算) 第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。</p> <p>(決算) 第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算は、毎会計年度終了後2月以内に理事会において作成し監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用者を希望する者その他の利害関係から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。</p> <p>(会計年度) 第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。</p> <p>(会計処理の基準) 第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定め</p>	<p>第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期) 第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任) 第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。 (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>(役員報酬等) 第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した</p>	

	変更前の条文	変更後の条文	理由
	<p>る経理規定により処理する。</p> <p>(臨機の措置) 第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数3分の2以上の同意がなければならない</p> <p>第4章 解散及び合併 (解散) 第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。</p> <p>(残余財産の帰属) 第23条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。</p> <p>(合併) 第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、南部広域市町村圏事務組合理事会の認可を受けなければならない。</p> <p>第5章 定款の変更 (定款の変更) 第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、南部広域市町村圏事務組合理事会の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の</p>	<p>額を報酬等として支給することができる。</p> <p>(職員) 第二二条 この法人に、職員を置く。 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。</p> <p>第五章 理事会 (構成) 第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。</p> <p>(権限) 第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として、理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。 (1)この法人の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職</p> <p>(招集) 第二五条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(決議) 第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害</p>	

	変更前の条文	変更後の条文	理由
	<p>変更をしたときは、遅滞なくその旨を南部広域市町村圏事務組合理事会に届け出なければならない。</p> <p>第6章 公告の方法その他(公告の方法)</p> <p>第26条 この法人の公告は、社会福祉法人愛護福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。</p> <p>(施行細則)</p> <p>第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。</p> <p>附 則</p> <p>この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。</p> <p>理事長 大城 キク子 理事 仲里 梅子 理事 崎原 ふみ子 理事 大城 澄子 理事 呉屋 善孝 理事 新垣 津也子 監事 玉城 誠恒 監事 中村 昌則</p> <p>附 則</p> <p>この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日(平成11年6月3日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日(平成15年7月18日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日(平成18年2月28日)から施行する。</p>	<p>関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第二十七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第六章 資産及び会計</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。</p> <p>2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。</p> <p>(1)現金100万円 (2)沖縄県南城市大里字稲嶺1997番地、1997番地先所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根3階建 1階(374.59㎡) 2階(340.08㎡) 3階(204.00㎡) 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。</p> <p>4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければな</p>	

	変更前の条文	変更後の条文	理由
	<p>この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日(平成20年8月27日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日(平成22年6月8日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、南城市長の認可の日(平成25年7月10日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、南部広域市町村圏事務組合理事会の認可の日(平成26年7月3日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、南部広域市町村圏事務組合理事会の認可の日(平成27年6月16日)から施行する。</p>	<p>らない。</p> <p>(基本財産の処分) 第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、南部広域市町村圏事務組合理事会の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、南部広域市町村圏事務組合理事会の承認は必要としない。</p> <p>一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合</p> <p>二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)</p> <p>(資産の管理) 第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。</p> <p>2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は、確実な有価証券に換えて、保管する。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。こ</p>	

	変更前の条文	変更後の条文	理由
		<p>れを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)事業報告 (2)事業報告の附属明細書 (3)貸借対照表 (4)収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書) (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書 (6)財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1)監査報告 (2)理事及び監事並びに評議員の名簿 (3)理事及び監事並びに</p>	

	変更前の条文	変更後の条文	理由
		<p>評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4)事業の概要等を記載した書類</p> <p>(会計年度) 第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。</p> <p>(会計処理の基準) 第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。</p> <p>(臨機の措置) 第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。</p> <p>第七章 解散</p> <p>(解散) 第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。</p> <p>(残余財産の帰属) 第三七条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。</p> <p>第八章 定款の変更</p> <p>(定款の変更)</p>	

	変更前の条文	変更後の条文	理由
		<p>第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、南部広域市町村圏事務組合理事会の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。</p> <p>2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を南部広域市町村圏事務組合理事会に届け出なければならない。</p> <p>第九章 公告の方法その他 (公告の方法)</p> <p>第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人愛護福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。</p> <p>(施行細則)</p> <p>第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。</p> <p>附 則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。</p> <p>理事長 大城 キク子 理 事 仲里 梅子 理 事 崎原 ふみ子 理 事 大城 澄子 理 事 呉屋 善孝 理 事 新垣 津也子 監 事 玉城 誠恒 監 事 中村 昌則</p>	

	変更前の条文	変更後の条文	理由
		<p>附 則 この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日(平成11年6月3日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日(平成15年7月18日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日(平成18年2月28日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日(平成20年8月27日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日(平成22年6月8日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、南城市長の認可の日(平成25年7月10日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、南部広域市町村圏事務組合理事会の認可の日(平成26年7月3日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、南部広域市町村圏事務組合理事会の認可の日(平成27年6月16日)から施行する。</p> <p>この定款の改正は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。</p>	

定 款

社会福祉法人 愛護福社会

社会福祉法人定款

社会福祉法人定款

社会福祉法人愛護福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人愛護福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料、又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を沖縄県南城市大里字稲嶺1997番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が105,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、

評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち一名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち一名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財

産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として、理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金100万円
- (2) 沖縄県南城市大里字稲嶺1997番地、1997番地先所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根3階建 1階(374.59㎡)
2階(340.08㎡) 3階(204.00㎡)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、南部広域市町村圏事務組合理事会の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、南部広域市町村圏事務組合理事会の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は、確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、南部広城市町村圏事務組合理事会の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を南部広城市町村圏事務組合理事会に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人愛護福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 大城 キク子

理 事 仲里 梅子

理 事 崎原 ふみ子

理 事 大城 澄子

理事 吳屋 善孝
理事 新垣 津也子
監事 玉城 誠恒
監事 中村 昌則

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成11年6月3日）から施行する。

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成15年7月18日）から施行する。

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成18年2月28日）から施行する。

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成20年8月27日）から施行する。

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成22年6月8日）から施行する。

この定款の改正は、南城市長の認可の日（平成25年7月10日）から施行する。

この定款の改正は、南部広域市町村圏事務組合理事会の認可の日（平成26年7月3日）から施行する。

この定款の改正は、南部広域市町村圏事務組合理事会の認可の日（平成27年6月16日）から施行する。

この定款の改正は、平成29年4月1日から施行する。

第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。